

バス車内に掲示している乗務員名札の変更について

日頃より新潟交通佐渡をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和5年8月1日に、「旅客自動車運送事業運輸規則」の一部が改正され、バス車内における乗務員等の氏名の掲示義務が廃止されました。これに伴いまして、乗務員名札の車内掲示を変更いたします。

今後も安全運行を最優先に考え、お客様サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

1.実施日

令和5年10月1日(日)以降順次

2.対象路線

当社が運行するバスの全路線

以上

【お問合せ先】

新潟交通佐渡株式会社

本社営業所

☎0259-57-5114(9:00~17:20)